

## 財団法人堺市中小企業勤労者福祉サービスセンター寄附行為

### 第1章 総則

#### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人堺市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）と称する。

#### (事務所)

第2条 センターの事務所は、大阪府堺市堺区田出井町2番1号 堺市立勤労者総合福祉センター内におく。

#### (目 的)

第3条 センターは、堺市内の中小企業に従事する勤労者と事業主及び堺市内に居住する中小企業勤労者（以下「勤労者等」という。）に対する総合的な福祉事業を実施するとともに、堺市が設置する勤労者のための施設の管理運営を行い、もってこれら勤労者等の福祉の増進と文化教養の向上を図り、併せて中小企業の振興に資することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 勤労者等のための福利厚生事業
- (2) 勤労者等のための施設の管理運営
- (3) その他センターの目的を達成するための必要な事業

### 第2章 資産、会計及び事業計画

#### (資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又は、その全部若しくは一部を供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により決める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、年度開始前に、理事会の議決により定めなければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は予算の重要な変更をしようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日まで、前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業状況報告及び決算)

第12条 理事長は、年度終了後2箇月以内に、事業状況報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第13条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第14条 センターに、次の役員をおく。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 3人以内

(3) 常務理事 1人

(4) 理事（理事長、副理事長及び常務理事を含む。）10人以上15人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

（職 務）

第15条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、理事長及び副理事長が共に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が共に欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、次の職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は大阪府知事に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある時は、理事会又は評議員会を招集すること

（任 期）

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（解 任）

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事総数及び評議員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

2 前項の場合、理事会及び評議員会において、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問)

第18条 センターに顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。

#### 第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第20条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催請求があったとき

(3) 監事が、第15条第5項第4号の職務を行う必要と認めたとき

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3号の場合は監事が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から、14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない事由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること）
- (4) 議決の事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する件

2 議事録には、その会議において出席理事のなかから選任された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 センターに評議員10人以上15人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し理事長はこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 第16条及び第17条の規定は評議員に準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。ただし、第15条第5項第4号の場合は、監事が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会は、第7条、第10条、第12条、第31条及び第32条に関する事項につ

いて意見を述べる。

- 6 第24条から第27条までの規定は評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 7 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 事務局

### (設 定)

第30条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任命する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

### (解 散)

第32条 センターは、民法（明治29年法律89号）第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可があったとき解散する。

### (残余財産の処分)

第33条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経、大阪府知事の認可を得て、堺市又はセンターと類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

## 第8章 雑則

### (委 任)

第34条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、大阪府知事の設立認可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。
- 3 センターの設立当初の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 センターの設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成6年7月29日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年4月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成11年7月15日から施行する。